

平成26年

立替金請求事件

原告 特定非営利活動法人空援隊

被告 厚生労働省

準備書面 1

平成26年3月13日

東京地方裁判所民事部

御中

原告 特定非営利活動法人空援隊

理事長 千葉英也

頭書事件に関し、裁判所より確認を求められた事柄および原告主張の補充を行う。

第1 「被告」について

本件は、立替金の発生した経緯や内容が複雑であり、直接の担当部局以外を被告とした場合、被告内部での事実の確認作業や対応にかなりの時間を要することが容易に予測され、訴訟の進行が長期化することが懸念されます。訴訟の長期化は、そのまま原告の立替金回収の遅延を意味し、原告への負担が更に増大します。

また、立替金の分割支払が滞ったのは、担当部局室長の交代を期にしており、担当審議官の指示によるものであることが既に明らかになっております。加えて、その直前には、担当部局の入札公募のひとつに要件不備（特定の団体のみが有する資格要件を課していた）があることを原告が指摘し、入札中止になった事実等の経緯があります。今般の立替金の不払いは、当該担当審議官の裁量および資質に起因するものであります。

以上のことにより、原告は、訴訟相手を日本国政府ではなく、厚生労働省（担当審議官）が適当であると考え、被告として提訴致しました。

第2 「請求の原因」について

1. 原告と被告との関係

原告は、フィリピンにおける遺骨情報の収集を目的として平成18年に設立されたNPO法人であります。設立当時より、厚生労働省と連絡を密に取りながら、膨大な量の現地情報を調査提供し、活動してきました。（甲2号証）

平成21年度と22年度の二年間は、厚生労働省社会援護局より「海外未送還遺骨情報収集事業」の委託を受け、その事業概要を更に拡大し、その間の遺骨収容数も飛躍的に増大させています。（甲3、4号証）受託期間中、原告は、監督官庁である厚生労働省の指示通りに事業を展開し、担当地域であったフィリピンより、14000体分の旧日本兵のご遺骨を捜索し日本に帰還させていました。

ところが、平成22年10月NHKが、フィリピンにおける遺骨収集に対する疑惑報道を流し、これを元に厚生労働省は、同月フィリピンでの収集事業停止を決定しました。この報道内容に関しては、原告がNHKに訂正報道を求めて提訴をしましたが、名誉棄損は認められるものの訂正報道には及ばないとの判断が確定しています。（東京高裁：平成24年（ネ）第2066号平成24年9月26日判決／最高裁：第2小法廷平成25年6月12日上告棄却決定）また、事業停止後、約1年に及ぶ厚生労働省の独自調査では、同放送に言われるような不法行為は確認できなかつたと発表されています。（平成23年10月5日付「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」厚生労働省社会・援護局）

この事業停止を契機に新たに始まることとなったフィリピンと厚生労働省間の二国間協議による「遺骨収集におけるガイドライン協議」はその後一向に決着

を見せず、3年に及ぶ交渉は、未だ結果が出ていません。

二国間協議の結果が出るまでは事業再開はないと明言されていたため、原告はその調査能力を生かすべく、厚生労働省と協議の上で、中部太平洋戦域(グアム、サイパン、トラック等)の遺骨情報調査を平成23年1月に開始し、サイパン島において集団埋葬地を突き止めるなど、政府の海外戦没者遺骨収集事業に相当の貢献をしています。(甲第2号証)

2. 立替金の概要

① 平成21年8月 イフガオ地区遺骨保管所費用支払

7,000,000円

(うち厚生労働省既返済額 3,447,000円)

※ 厚生労働省 社会・援護局外事室との協議により、原告が保管者に一時立替支払し、その後、同省より原告に対し分割返済。

② 平成22年7月 火葬場建設費(開所式までの一次建設費用)支払

25,020,900円

(うち厚生労働省既返済額 第1回目 1,467,000円)

(同 第2回目 687,000円)

※ 厚生労働省 社会・援護局外事室との協議により、原告が所有者に一時立替支払し、その後、同省より原告に対し分割返済。

③ 平成22年9月 火葬場建設費(完成時までの二次工事費用)支払

8,803,400円

(うち厚生労働省既返済額 第3回目 2,214,000円)

※ 厚生労働省 社会・援護局外事室との協議により、原告が所有者に一時立替支払し、その後、同省より原告に対し分割返済。

④ 平成24年12月 外事室長現地訪問時の火葬場施設維持費用支払

820,000円

※ 厚生労働省 社会・援護局外事室との協議により、原告が所有者に一時立替支払。

⑤ 平成23年1月ー平成25年10月

サイパン応急派遣団等（総額差引）欠損金 2,917,300円

※ 厚生労働省 社会・援護局外事室との協議により、原告が費用を一時立替支払。

以上、合計残金 36,746,600円

3. 立替金の経緯

(1) 遺骨保管所費用について

立替金の発端となる事由は、原告が受託事業者となる前から既に始まっており、平成20年のフィリピンイフガオにおける遺骨保管料未払いを契機にします。

当時の厚生労働省担当者（社会・援護局外事室室長補佐）は、原告からの大量のご遺骨発見情報に対して「保管しておいてくれ。保管料は後に派遣団が行く時に何とかする。」としました。それを受けて、遺骨を保管していたフィリピンの田舎町であるイフガオの小さなリゾートホテルでは、他の客を取れなくなるからと全施設借り切りを要請してきました。原告は、省担当者にその旨を通告した上で、ホテルに保管を依頼しました。しかしながら、その数量に対する物理的な規模が省担当者の想像を超えていた為に、また予想以上に収集派遣団の派遣時期が後にずれ込んだために、保管料が膨れ上がり、700万にも及ぶこととなりました。この時点で、省担当者は前言を翻し「その金額では一括では払えない。」と申し、支払の延期を原告に要請してきました。そこで仕方なく、現地の窓口

となっていた原告フィリピン支部が、その支払いを一時的に背負うこととなり、保管料の立替金については、後に分割で支払うという事で、原告と担当者との間で約束が為されました。(甲第5号証)

(2) 火葬場建設費用および施設維持費用について

海外戦没者の遺骨は、日本へ持ち込む際の検疫基準をクリアするために現地での焼骨が必要で、戦後始まった日本政府の収容事業では火葬場以外で焼骨する「野焼き」が続けられてきました。しかし、フィリピンでの火葬場外での焼骨は、公衆衛生法や大気汚染防止法等に抵触する恐れがあり、平成21年7月にはセブ島で行われた焼骨をめぐる日本政府などに損害賠償を求める裁判も提訴されました。これらを受け、日比両国政府は同年12月に担当者協議を行い、火葬場での焼骨などフィリピン国内法の枠内で遺骨収容活動を継続することを申し合わせました。当初、厚生労働省はマニラ首都圏等にある一般の火葬場使用を検討しましたが、数量や費用面で折り合いがつかず、原告が火葬場建設を検討することになりました。

当該火葬場建設は、委託事業契約の対象外でしたが、火葬場がないと事業自体が中止に追い込まれ、フィリピンに残存するとされる帰還可能な37万もの未収容遺骨が祖国に帰れなくなることを危惧し、また当時の厚生労働省担当者(社会・援護局外事室室長)が「分割返済」と「その後の収容事業での火葬場使用」を約束したため、原告が建設費用を一時立替えました。

平成22年7月以降、厚生労働省は、収集遺骨の焼骨をこの火葬場で行い、分割返済も始めました。しかし、わずか3カ月後の10月には、NHKの遺骨混入疑惑報道を受けて、フィリピンでの収容事業を一時中止し、同時に立替金の返済も滞ってしまいました。

その後も、建設費用の残金に加え、火葬場の維持管理費用等が積み上がって行きました。漸く、平成24年12月に当時の外事室長が現地所有者との話し合いに向かいましたが、その際の維持管理費用の支払についても、原告が一部立替支払をしています。

尚、火葬場では、平成22年7月の開所時から同年10月の收容事業一時中止まで、7月2191体分、8月1638体分、9月2460体分の計6289体分が焼骨され、厚生労働省職員により日本へ送還されています。(甲第5、6号証)

(3) サイパン応急派遣での実費負担について

平成22年10月の事業中止以後の立替金の返済について、何度も、原告より支払催促を行い、担当室長との協議を重ねた結果、「派遣団を出さないと支払いも継続できない。従って、出来る限り支払うつもりではいるが、現状その方法論がない。」という回答を得て、原告は、当時、政府による遺骨収集事業が行われていなかった中部太平洋戦域への調査活動に精勤することになり、情報収集能力を遺憾なく発揮し、サイパン島において集団埋葬地候補地を探し当て、その発掘調査隊として政府派遣団の派遣が復活しました。ところが、その応急派遣団派遣には元々の厚生労働省予算が乏しい上に、重機使用等の費用がかさみ、立替金の残金返済どころか、実質経費の支払いすらも不足することも度々でした。その為、その後も増減を繰り返しながら、更に立替金の合計額が積み上がっていくことになったのであります。(甲第5号証)

第3 原告の主張

詳細は、後の準備書面の中で明らかにしていくこととなりますが、本訴の重要

な点の一つに、厚生労働省の役人が前任者の言を引き継がないで、交代する度に、約束した内容が勝手に変えられていくことであり、日本政府の執行機関であるべき省庁が二枚舌を使い、結果として、民間から金を騙し取るという非常に情けない事態を呼び起こした事が挙げられます。

その結論は、これまでの担当審議官との話し合いの経緯からも「当時の担当者が勝手にやった事」とか「そこまでは監督出来ていなかった」というコメント等で終わらせようとしているのは明白であり、現職の責任ではないと言い逃れることも容易に懸念されます。しかし、子供どうしの喧嘩ではないので、そのような言い訳は、願ひ下げにしてもらいたいものであるし、国民の誰もが納得しないと思われまふ。

あまつさえ、このような訴訟を起こすと、当然のごとく、色眼鏡で見られる事になり、原告の活動自体にも影響が出かねないのですが、それを恐れて、厚生労働省におもねって、泣き寝入りするようなことはあつてはならないと考へ、今般の提訴に至りました。

既に、提訴後の数週間においても、これまでの取引先や協力団体から、厚生労働省の役人が原告の悪評を吹聴しているとの注進を聞きおよび、益々、断固追求の決意をあらたにしております。

以上